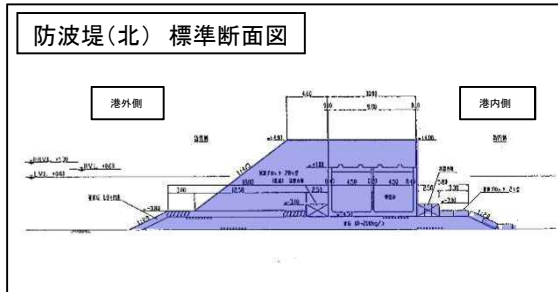
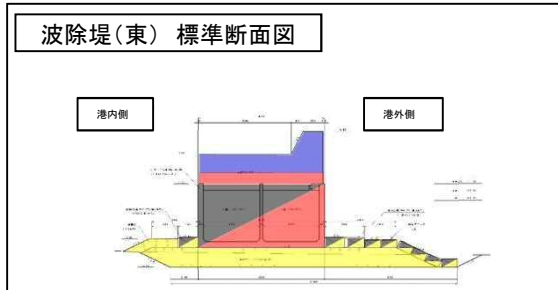
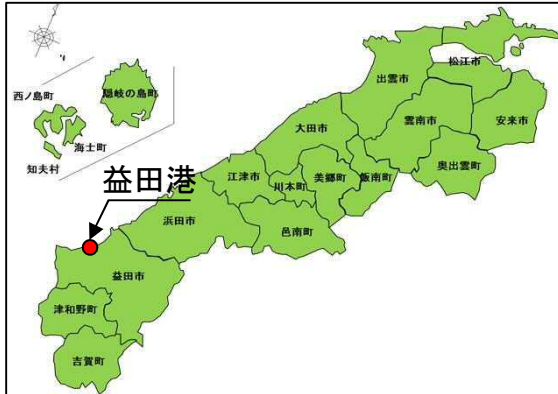


島根県公共事業再評価 対応方針（案）

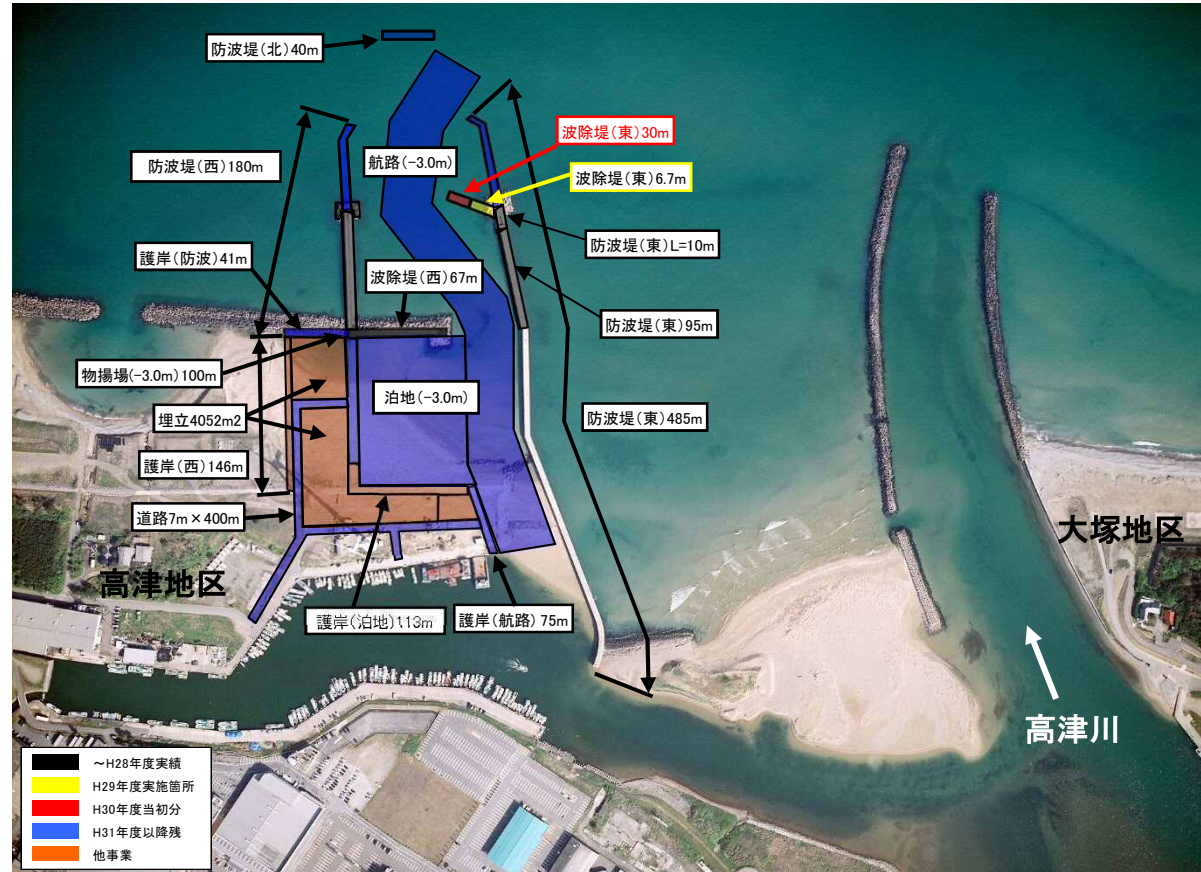
作成日 平成30年 6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
16	<p>（事業名・地区） 益田港 港湾改修事業</p> <p>（事業位置） 益田市高津町</p> <p>（事業費） 5,339百万円</p> <p>（事業概要） 【補助】 防波堤（東）485m 波除堤（東）36.7m 防波堤（西）180m 波除堤（西）67m 物揚場（-3.0m）100m 泊地（-3.0m）9,395㎡ 道路 7.0m×400m 航路（-3.0m）50m×361m 防波堤（北）40m 護岸（防波）41m 護岸（航路）75m 【県単】 護岸（西）146m 護岸（泊地）103m 埋立 4,050m²</p> <p>（事業主体の根拠） 港湾法第12条 第33条 第34条</p> <p>（再評価区分） 再評価実施後5年を経過している継続中の事業</p> <p>（担当部課名） 土木部港湾空港課</p>	<p>（事業採択・着手・完了予定年度 経過年数） 事業採択年度：H6年度 工事着手年度：H6年度 完了予定年度：H37年度 経過年数：25年</p> <p>（現状状況と今後の見込み） ・進捗状況（H30年度末実績） 進捗率 63.8%</p> <p>・波除堤（西）はH23に完成済である。 ・現在、波除堤（東）を施工中であり、H37年度の事業完了を目指す。</p>	<p>（事業導入の経緯・目的） 益田港は、島根県の西部に位置し沿岸漁業の基地港として利用されている。高津地区は、以前は海浜を船揚場として漁船が利用していたが、海岸侵食により海浜に船揚げできなくなり、益田港内に移転してきた。そのため益田港の係留施設が不足することとなった。 当初は高津川河口の西側に島式港湾を計画し、事業着手していたが、周辺海岸への影響や既存施設の静穏度の確保のため平成11年度の再評価委員会を経て現在の計画とした。 益田港周辺は砂浜海岸であることや益田港が高津川河口に位置していることから毎年航路が埋塞し、出入港に支障をきたしている。新港を作ること、係留施設不足を解消するとともに、新たな航路を作ること、河川内にある航路での出入港が困難な場合でも港湾利用を可能にする。</p> <p>（事業を取り巻く社会情勢） 平成23年1月から2月にかけて航路埋塞が発生。船舶の出入港が全くできない状態となり、利用者に大きな影響が生じた。この事態を受け対策を検討するため委員会を設立し、平成24年度に3回開催した。その結果、高津川河口部の砂州に滞筋を作り計画的に砂州を決壊させることで航路への堆積を減ずる計画とした。</p> <p>（事業に対する地域情勢・計画の熟度） 益田港背後にはJFしまね益田支所があり、石西地区一帯に鮮魚を供給する魚市場も開設されており、係留施設の不足や航路埋塞による出入港の制限などの問題解決のため、益田港の整備が期待されている。</p>	<p>（費用対効果） B/C = 2.08</p> <p>（コスト削減・代替案等） 既設施設に使用されているブロックを再使用することでコスト削減を図る。</p> <p>（その他の効果） 特記事項なし。</p>	<p>（生活環境・自然環境への影響） 特記事項なし。</p> <p>----- （事業を中止した場合の影響） 係留施設の不足が解消されず、離接岸、入出港に多くの作業時間を要することから、労働環境の改善が図れない。 また既存の航路で毎年生じている航路埋塞の対応に、多大な費用を投資し続けることとなる。</p>	<p>（方針案） 継続</p> <p>----- （継続の理由） 整備の必要性が高く、効果も認められることから事業を継続する。</p>

益田港 高津地区 港湾改修事業



不足する係留施設



【港湾の概要】

島根県の西部に位置し、高津川の河口に古くから栄えた天然の良港である。現在は沿岸漁業の基地港として利用されている。

【事業の概要】

益田港は周辺が砂浜海岸であることや高津川河口に位置しているため、毎年航路埋塞が発生している。平成23年1月～2月には埋塞により出入港が全くできなくなり、港湾機能が止まってしまう事態となった。また、慢性的に係留施設が不足していることから、新港をつくることで新たな航路を作るとともに、係留施設不足の解消を図る。